

2 国有林野の維持及び保存

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方自治体、警察、ボランティア団体、NPOなど地域の様々な関係者と協力・連携を図りながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、7月を「『国民の森林』クリーン月間」として設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、世界自然遺産*や日本百名山のように来訪者の集中により、植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ*」（森林保護員）による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

事例 グリーン・サポート・スタッフによる利用マナーの啓発

世界自然遺産に登録され、入林者が増加している小笠原諸島森林生態系保護地域等においては、固有生態系への影響の軽減を図るため、グリーン・サポート・スタッフによる巡視や、入林に伴う利用マナーの啓発を実施し、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

平成25年度は、利用者に対し、外来生物の持ち込みを防ぐためのクリーニング装置の使用を促したり、グリーン・サポート・スタッフのアイデアを活かした分かりやすいパンフレットの作成・配布等のマナー啓発活動を行いました。

(関東森林管理局)



場 所：東京都小笠原村 きたふくろざわ 北袋 沢国有林ほか
説 明：写真は、グリーン・サポート・スタッフによる靴底に付いた外来種の除去指導（左上）やパンフレットの配布の様子（右上）と、ガイドによる利用ルールの説明の様子（下）です。

② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和54年度の149千 m^3 をピークに減少傾向にあり、平成25年度の被害量は、28千 m^3 （対前年度比102%）となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、地方自治体や地域住民と連携をとりながら、被害木を伐採して薬剤を散布する伐倒駆除等の被害対策を進めています。

また、近年、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等が集团的に枯損する「ナラ枯れ」が、東北地方等で発生しています。平成25年度の国有林における被害量は6千 m^3 （対前年度比84%）となりました。

森林管理署等では、「ナラ枯れ」による被害木への薬剤注入や伐倒した後に薬剤でくん蒸^{じょう}するなどの駆除を実施しています。

表－7 松くい虫被害の状況と対策

区 分		平成25年度	(参考)平成24年度
松くい虫被害量 (千 m^3)		28	28
防 除	特別防除 (ha)	2,284	2,460
	地上散布 (ha)	1,920	1,874
駆 除	伐倒駆除 (千 m^3)	12	11
	特別伐倒駆除 (千 m^3)	13	17

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 2 地上散布とは、地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 3 伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤をかけたりくん蒸して、カミキリの幼虫を駆除すること。
 4 特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、細かく砕いたり、燃やして、カミキリの幼虫を駆除すること。

事例 ナラ枯れ被害の防除対策の取組

秋田県由利本荘市^{ゆりほんじょうし}近郊では、近年、ナラ枯れ被害が増加しており、由利森林管理署管内の国有林でも、平成21年度に初めてナラ枯れ被害が確認されて以来、年々被害が増加しています。

被害の拡大を防止するため、地元自治体と情報を共有し、管内一斉のパトロールを実施するなど、民有林関係者と連携しながらナラ枯れ被害の拡大防止に努めています。

平成25年度に管内で一斉調査を行ったところ、市街地近辺に被害木が多数確認されたため、入林者の安全の確保や、周囲の景観保全に関する地域からの要望等を踏まえつつ、伐倒・くん蒸・焼却処分による防除対策を迅速に実行しました。

(東北森林管理局 由利森林管理署)



場 所：秋田県由利本荘市^{みずばやし}水 林国有林
説 明：写真は、被害木の伐倒（上）及び根株のくん蒸（下）処理を行っている様子です。

③ 鳥獣被害の防除

近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等、鳥獣による森林・林業被害が深刻化しており、希少な高山植物など他の生物への脅威になっています。

国有林野事業では、被害箇所の回復措置や防護柵の設置等の被害防止対策、野生鳥獣の生息環境整備等に取り組んでいます。

各森林管理局では、シカやクマ等野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地方自治体や学識経験者、NPO等と連携し、地域の特性に応じて、生息環境整備、個体数管理、被害箇所の回復措置等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。また、生息状況等を踏まえた適切な個体数管理に向け、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動等にも積極的に取り組んでいます。

事例 農林業被害に対応したシカ捕獲の取組

鳥取県八頭郡若桜町^{やずぐんわかさちょう}では、近年、シカを中心とする野生動物がもたらす農林業被害が大きな問題となっています。

鳥取森林管理署では、地元の農業関係者等と連携し、わなの設置による捕獲を行い、地域におけるシカの個体数管理に取り組んでいます。

平成25年度には、管内の国有林野及び町内の休耕田に囲いわなを設置し、5頭のシカを捕獲しました。捕獲したシカは、食肉や鹿皮製品等、地域活性化のための資源として活用されています。

(近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署)



場 所：鳥取県八頭郡若桜町
説 明：写真は、囲いわな設置の様子（上）、捕獲されたシカの様子（左下）、食肉加工された鹿肉（右下）です。

事例 知床におけるシカ被害対策の取組

知床半島におけるシカによる植生等への悪影響を緩和するため、網走南部森林管理署及び知床森林生態系保全センターでは、関係機関と連携した個体数管理に取り組んでいます。

平成25年度は、署、町及び民間事業者との間で協定を締結し、世界自然遺産地域に隣接し、かつ、銃猟等を用いた狩猟による捕獲等が実施できない鳥獣保護区内の知床国有林において、オジロワシ等の希少猛禽類に配慮しつつ、囲いわなを用いた生体捕獲等を実施しました。

こうした取組の結果、これまでに132頭のシカを捕獲し、捕獲した個体については食肉等として有効活用されています。

(北海道森林管理局 網走南部森林管理署ほか)



場 所：北海道しやりぐんしやりちょう斜里郡斜里町 しれとこ知床国有林
説 明：写真は、囲いわなに誘引されるシカの様子（上）と、捕獲されたシカの様子（下）です。

事例 農・林連携による鳥獣被害防止対策の取組

近年、地域の森林植生や農林産物等に深刻な被害をもたらしているシカは、すみかとする森林とエサ場となる農地との間を移動するため、個別の対策では限界があることから、九州森林管理局では、九州農政局と連携し、熊本・大分・宮崎の3県にまたがる地域をモデル区域に選定し、一体的な被害防止対策に取り組んでいます。

平成25年度は、九州農政局や地元自治体、猟友会等との合同現地視察検討会や講演会への参加等により、それぞれのシカ被害対策についての情報共有、地域の実状に応じた効果的な対応策の検討等を行いました。

(九州森林管理局 熊本森林管理署ほか)



場 所：熊本県阿蘇郡高森町ほか
あそぐんたかもりまち
説 明：写真は、現地視察検討会で巾着式あみはこわなの説明をしている様子（上）と、講演会の様子（下）です。

④ 保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊^{せきりょう} 梁山地や水源地域に広く分布していることから、国土保全や水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在しています。

このため、平成25年度末では、国有林野面積の90%に当たる685万haが保安林に指定されており、これは我が国の保安林全体の57%に当たります。

これらの保安林においては、伐採等の施業の制限がなされています。また、保安林としての機能の維持・向上のため、間伐や複層林への誘導等の森林整備を積極的に進めるとともに、効率的な管理に必要な路網の整備や、山腹崩壊防止等のため治山施設の設置を行っています。

表－8 保安林の現況

(単位：万ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	915	564(62)
土砂流出防備	257	107(42)
土砂崩壊防備	6	2(33)
その他の保安林	109	47(43)
合計 [延面積]	1,287	720(56)
[実面積]	1,212	685(57)

注：1 平成25年度末現在の数値である。

2 国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3 () 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%) である。

4 「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

5 計の不一致は、四捨五入による。

事例 防霧保安林の機能回復に向けた取組

北海道根室市にある落石^{ねむろし}国有林は、海霧が発生しやすい根室^{おちいし}地域において、陸地への霧の移動を押さえ、農作物の生育不良を防ぎ、沿岸を走る鉄道の安全運行を確保するため「防霧保安林」に指定されていますが、未立木地が広範囲にわたり点在しており、潮風や寒風等による樹木の更新・生育の阻害が懸念されています。

このため、根釧^{ねぐん}東部森林管理署では、未立木地における植栽を実施し、植栽木の育成を補助するため防風工を施工するなど、将来的な防霧保安林の機能回復に向けて取り組みました。

(北海道森林管理局 根釧東部森林管理署)



場 所：北海道根室市 落石国有林
説 明：写真は、間伐材を活用した防風工による苗木の保護の様子（上）、設置した防風工の全景（下）です。

(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 「保護林」の設定及び保全・管理の推進

国有林野には、原始的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息する森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年に保護林制度を発足させ、こうした生物多様性の核となる貴重な森林を「保護林」に設定し、厳格な保全・管理に努めています。

世界自然遺産の「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」、「屋久島」の登録に当たり、保護林の1つである「森林生態系保護地域」が世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくための担保措置として認められています。

平成25年度には、広島県廿日市市^{はつかいちし}において、「宮島特定動物生息地保護林」を新設し、宮城県加美郡において既設の「船形山植物群落保護林」を拡張するなど、10箇所において「保護林」の設定・変更等の見直しを行いました。この結果、「保護林」面積は約2千4百ha増加し、約96万8千haとなりました。

「保護林」設定後は、設定状況を客観的に把握するため、定期的に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査し、その結果を植生の保全・管理や区域の見直し等に役立てています。

また、これらの「保護林」の適切な保全・管理の一環として、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及も進めています。

世界自然遺産の保護担保措置としての保護林

世界自然遺産の陸域部分のほぼ全域が国有林野であり、これらを「森林生態系保護地域」として保護しています。



知床（北海道森林管理局）



白神山地（東北森林管理局）



小笠原諸島（関東森林管理局）



屋久島（九州森林管理局）

注：グラフの数値は世界遺産区域（陸域）に占める国有林野の割合。

表－9 保護林の現況

(単位：箇所、千ha)

保護林の種類	目 的	箇所数	面 積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	30	655
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	16	76
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	319	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	375	162
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	40	24
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	33	37
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	40	4
合 計		853	968

注：1 平成26年4月1日現在の数値である。

2 計の不一致は、四捨五入による。

事例 宮島特定動物生息地保護林の新設

近畿中国森林管理局では、希少な野生動物の生育・生息に適した森林等を保護林に設定し、森林生態系の一体的な保全・管理に取り組んでいます。

国内では宮島のみが生息するミヤジマトンボ（絶滅危惧[※]ⅠA類）の、生育・生息状況の現地調査や学識経験者の意見等を踏まえ、平成25年度に新たに1,066haの「宮島特定動物生息地保護林」を設定しました。

今後は、ミヤジマトンボの保護活動に取り組んでいるミヤジマトンボ保護管理連絡協議会と連携して巡視等を行い、不法採取の防止に取り組むこととしています。

（近畿中国森林管理局）



場 所：広島県廿日市市
説 明：写真は、新たに設定された「宮島特定動物生息地保護林」（上）と、ミヤジマトンボ（下）の様子です。

② 「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群^{*}の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、国有林関係者とも連携しつつ、「保護林」（69ページ参照）を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しています。

「緑の回廊」においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹の積極的な保残、猛禽類^{さん}の採餌環境や生息環境の改善を図るためのうっ閉した林分の伐開等、研究機関等とも連携しながら野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています。また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

事例 「緑の回廊」等における野生生物のモニタリング調査

近畿中国森林管理局では、管内に3つの「緑の回廊」を設定し、ツキノワグマやニホンカモシカ、希少な大型猛禽類をはじめとした中部・近畿・中国地方に生育・生息する野生生物の保全に取り組んでいます。

平成25年度には、野生生物の生育・生息状況についての情報収集、入林者への普及啓発、高山植物の保護等のための定期的な巡視活動やモニタリング調査を行いました。

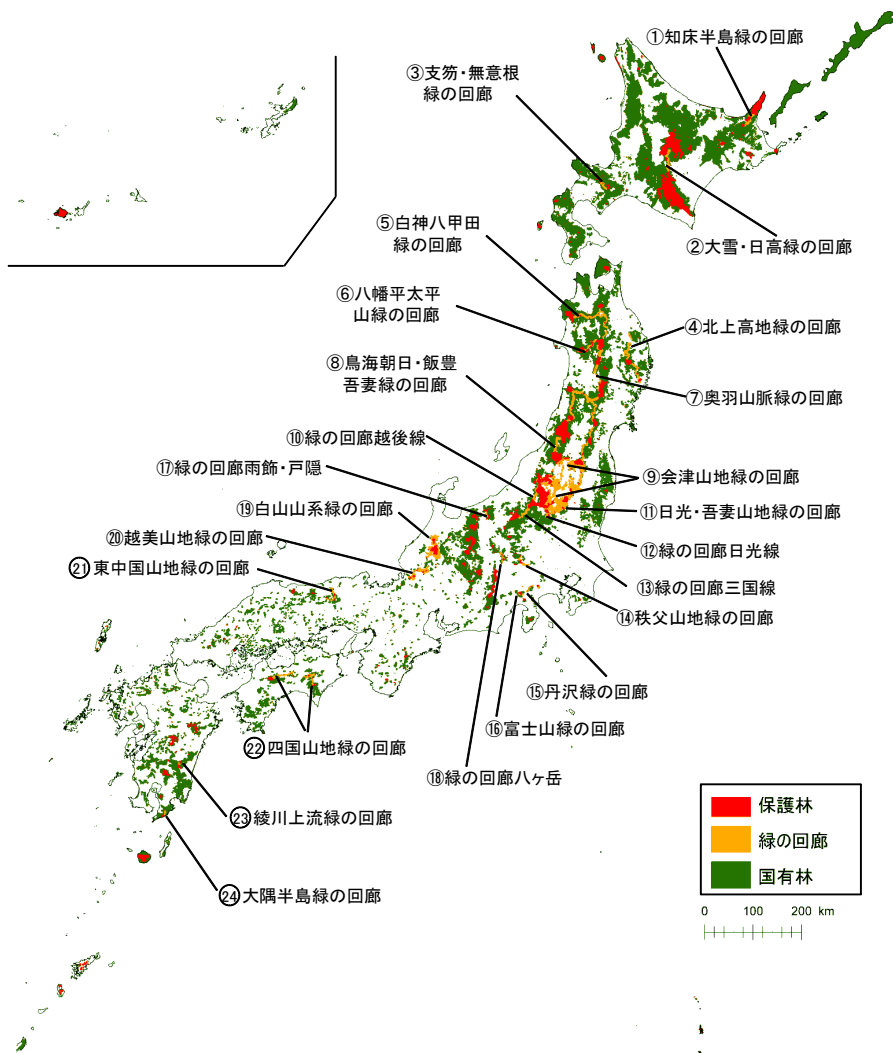
(近畿中国森林管理局 福井森林管理署ほか)



場 所：福井県大野市 きょうがたけ 経ヶ岳国有林ほか

説 明：写真は、猛禽類のモニタリング調査の様子（上）と、巡視員による入林者への普及・啓発活動の様子（下）です。

図一 4 「保護林」と「緑の回廊」位置図（平成26年4月1日現在）



表－１０ 「緑の回廊」の現況

	名 称	面積 (十ha)	延長 (km)	場 所 等
1	知床半島緑の回廊	12	36	北海道斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町ほか
2	大雪・日高緑の回廊	17	57	北海道空知郡南富良野町、上川郡新得町
3	支笏・無意根緑の回廊	7	30	北海道札幌市、虻田郡京極町ほか
4	北上高地緑の回廊	27	150	岩手県久慈市、大船渡市ほか
5	白神八甲田緑の回廊	22	50	青森県中津軽郡西目屋村、秋田県大館市ほか
6	八幡平太平洋緑の回廊	11	60	秋田県秋田市、仙北市、北秋田市、鹿角市
7	奥羽山脈緑の回廊	73	400	青森県平川市、秋田県仙北市、山形県最上郡金山町ほか
8	島海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	58	260	秋田県湯沢市、山形県米沢市、福島県福島市ほか
9	会津山地緑の回廊	105	100	福島県大沼郡昭和村ほか
10	緑の回廊越後線	16	70	新潟県魚沼市ほか
11	日光・吾妻山地緑の回廊	94	180	福島県岩瀬郡天栄村、栃木県日光市ほか
12	緑の回廊日光線	11	38	栃木県日光市ほか
13	緑の回廊三国線	13	52	群馬県利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町ほか
14	秩父山地緑の回廊	6	44	埼玉県秩父市
15	丹沢緑の回廊	4	43	神奈川県足柄上郡山北町ほか
16	富士山緑の回廊	2	24	静岡県富士宮市ほか
17	緑の回廊雨飾・戸隠	4	17	長野県北安曇郡小谷村、長野市
18	緑の回廊八ヶ岳	6	21	長野県茅野市ほか
19	白山山系緑の回廊	43	70	富山県南砺市、岐阜県大野郡白川村、石川県金沢市、福井県大野市ほか
20	越美山地緑の回廊	24	66	福井県南条郡南越前町、大野市、滋賀県長浜市、岐阜県本巣市、揖斐郡揖斐川町ほか
21	東中国山地緑の回廊	6	42	兵庫県美方郡新温泉町、鳥取県鳥取市ほか
22	四国山地緑の回廊	18	128	石鎚山地区（愛媛県、高知県）及び剣山地区（高知県、徳島県）
23	綾川上流緑の回廊	2	5	宮崎県東諸県郡綾町、国富町、小林市
24	大隅半島緑の回廊	1	22	鹿児島県肝属郡肝付町、錦江町ほか
	合 計 24箇所	583		

注：１ 面積、延長、場所等は、平成26年4月1日現在のデータである。

２ 国有林「緑の回廊」の面積を記載。

３ 計の不一致は、四捨五入による。

③ 野生生物の保護管理の推進

国有林野事業では、国有林野内に生育・生息する希少な野生生物の保護管理を進めるため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく保護増殖事業の実施等に取り組んでおり、研究機関や自治体等との連携を図りながら、生育・生息状況の把握や生育・生息環境の維持、整備等を進めています。

平成25年度には、シマフクロウの生息環境の維持・改善や、ライチョウやヤシャゲンゴロウ等の希少な野生生物の保護活動等を関係機関等と連携して実施しました。

事例 シマフクロウの保護の取組

北海道森林管理局では、北海道東部を中心に生息するシマフクロウ（国内希少野生動植物種^{*}、絶滅危惧ⅠA類）の保護活動に取り組んでいます。

シマフクロウは、かつては北海道に広く生息していましたが、生息適地の不足や生息地の孤立等により、生息・繁殖が安定しない状況にあるため、平成25年度は、「シマフクロウ保護増殖事業」として、生息・繁殖状況を継続的に調査するとともに、餌が不足する冬期における給餌や、繁殖用の巣箱の設置等、生息・繁殖環境の整備を実施しました。

（北海道森林管理局）



場 所：北海道内 国有林

説 明：写真は、給餌池への魚の放流の様子（左上）、繁殖条件の改善のため設置された巣箱（右上）、シマフクロウの幼鳥の様子（下）です。

事例 ライチョウの保護に向けた取組

中部森林管理局では、高山に生息する希少な野生生物であるライチョウ（国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠB類）の保護増殖活動に取り組んでいます。

ライチョウの保護増殖に当たっては、長期的な気候変動や、捕食者となりえる生物の分布拡大、登山者のゴミの放置等による山岳環境の汚染等の影響が懸念されており、文部科学省、環境省と連携した「ライチョウ保護増殖事業」として、継続的な生息個体の確認、繁殖地等の登山道外への立入禁止柵の設置、登山者への啓蒙活動等を実施しています。

（中部森林管理局 富山森林管理署ほか）



場 所：富山県中 なかにいかわぐんたてやままち 新川郡立山町 ブナ坂国有林ほか
説 明：写真は、立入制限ロープ等整備の様子（左上、右上）と、生息確認されたライチョウの様子（下）です。

事例 ヤシャゲンゴロウの保護の取組

近畿中国森林管理局では、福井県南条郡南越前町の夜叉ヶ池やしゃがいけのみに生息するヤシャゲンゴロウ（国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠB類）の生息地の保護等に取り組んでいます。

夜叉ヶ池周辺は、水生昆虫生息地保護林に指定しており、平成25年度は、ボランティア等と連携してヤシャゲンゴロウの生息環境の維持・整備に向けた調査や生息地周辺の巡視等を行いました。

関係する行政機関や各種団体等で構成される夜叉ヶ池連絡調整会議等を開催し、調査結果等について報告するなど、関係機関とも連携を図りながら、保護に取り組んでいます。

（近畿中国森林管理局 福井森林管理署）



場 所：福井県南条郡南越前町 いわや 岩谷国有林
説 明：写真は、個体数調査の様子（上）と、入林者への普及啓発活動の様子（下）です。

④ 地域やNPO等との連携による保護活動の推進

地域住民や環境保護に関心が高いNPO等と協力しながら、国有林野内における希少な野生生物の保護管理や自然環境の保全を進めていくため、高山植物の盗採掘の防止や希少な野生生物の生育・生息環境の保全のための巡視を委嘱するとともに、保護・管理に向けた意見交換、普及活動等を行っています。

事例 白神山地世界遺産登録20周年記念事業の取組

白神山地は、日本海型の典型的なブナ林を主体とする原生的な天然林が大面積に渡って維持されている世界的にも希少な地域であり、東北森林管理局では、地元自治体や関係機関、ボランティア等と協力しながら、この貴重な自然の保護に取り組んでいます。

平成25年度は、白神山地が世界自然遺産に登録されて20周年にあたることから、多くの方に、白神山地のすばらしさや保護の重要性等を改めて普及するため、公募ボランティアとの合同パトロールや記念フォーラム、森林環境学習会等を実施しました。

(東北森林管理局)



場 所：秋田県秋田市ほか
説 明：写真は、ボランティアによるパトロール（登山道整備）の様子（左）と、二ツ森から望む白神山地の様子（右上）、世界自然遺産登録20周年記念フォーラムの様子（右下）です。

⑤ 環境行政との連携

国有林野の優れた自然環境を保全管理するため、希少な野生生物の保護管理（77ページ参照）や「自然再生事業」の実施及び「生態系維持回復事業計画^{*}」の策定・実行に当たって、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いつつ、関係機関と連携して取組を進めています。

また、森林管理局が主催する森林生態系保護地域設定委員会等の各種検討会に環境行政関係者の参加を求めるとともに、「地域管理経営計画」等の策定に先立つ連絡調整も行っています。

表－１１ 環境行政関係者との連絡会議の開催事例

名称	局	環境行政関係	主な内容
北海道地方連絡会議	北海道	北海道地方環境事務所 ほか	希少野生動植物保護・増殖の取組、国立公園の保全整備、生態系維持回復事業の共同策定、特定外来生物対策の実施、知床世界自然遺産地域の保護管理等についての情報・意見の交換
東北地方連絡会議	東北	東北地方環境事務所	東日本大震災に係る海岸防災林復旧、保護林におけるモニタリング調査、国立公園や世界自然遺産の保護管理等についての情報・意見の交換
関東地方連絡会議	関東	東北地方環境事務所 関東地方環境事務所 ほか	保護林の設定・拡充、景勝地の高齢級人工林の取扱い、尾瀬等のシカ対策の推進等についての情報・意見の交換
中部地方連絡会議	中部	関東地方環境事務所 中部地方環境事務所 ほか	野生鳥獣及び高山植物等の保護対策、国立公園計画、国立公園内の設備整備、生態系維持回復事業の共同策定等についての情報・意見の交換
近畿中国、四国地方連絡会議	近畿中国 四国	中部地方環境事務所 近畿地方環境事務所 中国四国地方環境事務所	地域管理経営計画等の関係する自然公園関係の協議、生態系維持回復事業の実施、大台ヶ原自然再生推進モデル事業等についての情報・意見の交換
九州地方連絡会議	九州	九州地方環境事務所	保護林の現状、森林生態系保護地域での事業実施、世界自然遺産保全対策の実施、国立公園計画、生態系維持回復事業の共同策定等についての情報・意見の交換

事例 関係機関と連携した尾瀬の生態系維持回復に向けた取組

群馬、福島、新潟の3県にかけて広がる尾瀬は、山地湿原特有の野生動植物が生育・生息し、独特の生態系を形成していますが、近年、ニホンジカによる植生被害が深刻化しています。

関東森林管理局では、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」の一員として、環境省をはじめとする関係行政機関や関係団体等と連携し、被害状況や地域住民からの意見等の情報を共有しながら、尾瀬の生態系維持回復事業に取り組んでいます。

平成25年度は、ニッコウキスゲをはじめとする湿原植生のシカ被害防止を図るため、対象とする大江湿原の植生調査やシカ柵の耐雪性・管理方法の検証等を実施しました。

(関東森林管理局 南会津支署)



場 所：福島県南会津郡檜枝岐村 みなみあいづぐんひのえまたむら 尾瀬岳国有林 おぜがたけ
説 明：写真は、シカ侵入防止柵を設置する様子（上）、シカによる食害を受けたニッコウキスゲの様子（左下、右下）です。



世界自然遺産登録20周年を迎えた屋久島（九州森林管理局）